休止中サービスの取扱いについて

■再開にかかる要件等

	休止1年以内	休止1年超						
	指定基準を充足した上で、再開届の受理が	原則、再開できない。						
	可能か審査する。	ただし、指定基準を充足した上で再開の相						
審査		談があった場合、再開届の受理が可能か審						
		査する。						
	※審査の結果、再開できない場合がある。	※審査の結果、再開できない場合がある。						
	・再開届出書	·						
必要書類	書類(シフト表)							
	・その他必要と認められる書類							
指定更新	休止中の指定更新を行うことはできない。 再開届の受理に係る審査により、再開可能であると判断された場合に更新可能。							

- ・再開の意思がない場合は、「廃止・休止届出書」を提出してください。
- ※何ら手続きを行わず、指定の有効期間満了日を経過した場合は、**有効期間満了日を経過した時点で** 指定の効力を失います。
- ・審査の結果、再開が認められない場合は、再度事業を開始する際、新規指定に係る手続きが必要と なります。
- ・再開の届出を行う場合は、<u>再開予定日の1ヶ月前までに奈良県介護保険課事業者支援係まで電話に</u> てご相談ください。

必要な提出書類をお伝えします。その後、必要書類を事業者支援係あてに郵送してください。

提出先	〒630−8501								
	奈良県奈良市登大路町 3 0								
	奈良県	福祉医療部	医療・	介護保険局	介護保険課	事業者支援係	宛		

※各届出様式・必要書類については、奈良県介護保険課の HP の「申請・届出等様式」に掲載しています。